

# 会議結果のお知らせ

附属機関等の名称	令和5(2023)年度 第1回栃木県認知症対策推進会議	
会議の公開について	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開(非公開の理由)	
(概要)		
1 日時	令和5(2023)年9月6日(水)15時30分から17時まで	
2 場所	栃木県庁北別館401会議室	
3 出席者	全14名のうち、以下13名(50音順) 池澤委員、金澤委員、岸委員、佐藤委員、島田委員、菅原委員、杉浦委員、五月女委員、 中口委員、福田委員、福原委員、矢尾板委員、依田委員	
4 議題及び議事	<p>(1) 会長の選出について 委員の互選により、会長に依田委員が選出された。</p> <p>(2) 認知症総合対策推進事業について 事務局から、認知症総合対策推進事業の実施状況について説明した。</p> <p>(3) 「共生社会の推進を実現するための認知症基本法」の概要について 事務局から、認知症基本法の基本理念や基本的施策等について説明した。</p> <p>(4) 栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(九期計画)」における「認知症施策の推進」 の原案作成について 事務局から、今年度改定を予定している計画のうち、「認知症施策の推進」の方向性等 について説明した。</p> <p>(5) その他 今後の会議予定について説明した。</p>	
【意見交換会全体を通しての委員からの主な意見】		
・ 認知症基本法には、認知症の人の人格と個性を尊重しつつ、単にサービスの受け手としてだけではなく、家族も含め安心して日常生活を営むことができる社会の実現という視点が入っているため、県の認知症施策においても、当事者の視点をさらに重視したものとなるよう検討が必要である。		
・ 平均寿命の延伸と共に認知症になる方の増加が見込まれ、さらに認知症新薬の承認により、医療の場においては受診希望者が増えることが考えられる。早期発見、早期受診につながる事と平行して、認知症疾患医療センター等医療機関の業務逼迫の可能性についても考えていかなければならない。		
・ 独居高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えていることに伴い、認知症の発見や対応が遅れることが考えられ、認知症初期集中支援チームの存在意義はますます重要になると考えられるため、その活用方法について十分検討してほしい。		
問い合わせ先	栃木県保健福祉部高齢対策課地域支援担当 (栃木県介護保険審査会事務局)	電話 028-623-3148 FAX 028-623-3058

